

**令和 6 年度**

**県立羽生実業高等学校**

**いじめの防止基本方針**

**埼玉県立羽生実業高等学校**

# 目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	1
第3 いじめの早期解決への取組	1
第4 いじめ問題に向けての校内組織	2
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	3
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	3
第7 年間行事予定	4

## はじめに

県立羽生実業高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

### 第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、いじめ防止係会、生徒指導部、各年次で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 生徒指導部では、「他人の痛みがわかる教育」の推進を通して、いじめの防止等に向け生徒一人ひとりの意識の啓発を図る。
- (2) 生徒会本部では、生徒会活動など生徒の自主的ないじめ撲滅活動を支援していく。
- (3) PTAと連携し、いじめ防止のための保護者の役割について啓発を図る。

### 第2 いじめ早期発見への取組

本校では、いじめ根絶の理念（考え、方針）に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 生徒指導部は、「生徒対象いじめアンケート調査」を年2回（7月、12月）実施する。
- (2) 生徒指導部は、「保護者対象いじめアンケート調査」を年2回（7月、12月）実施する。
- (3) 各年次で年次集会等を活用していじめ防止に向けての啓発を行う。

### 第3 いじめの早期解決への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上

に努める。

(2) 定期的に、全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。

(3) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。

#### 第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ防止対策委員会を設置する。

##### 【構成員】

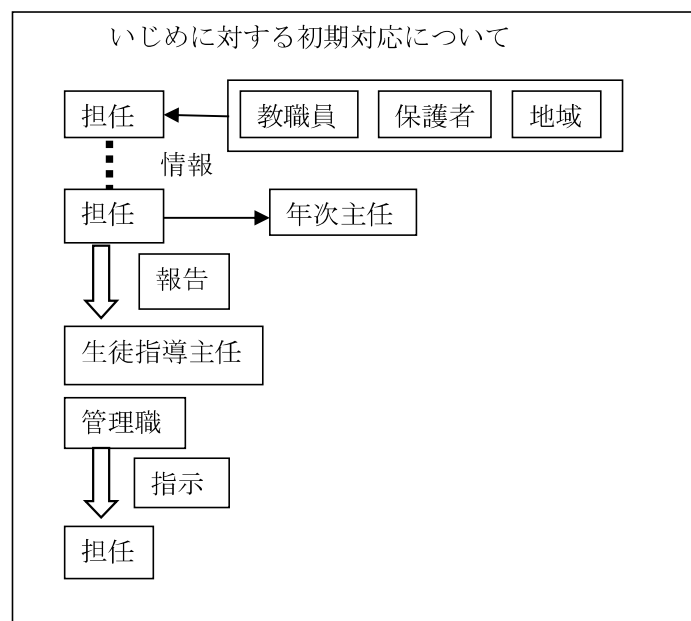
この会議の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各年次主任、養護教諭、教育相談員であり、個々の事案により学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

##### 【活動内容】

- ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ・いじめ防止に関すること。

##### 【開催】

- ・事例に応じて適宜開催する。また、重大ないじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。



## 第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

### 【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## 第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、いじめ根絶の理念（考え、方針）に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) 生徒指導講演会等を活用して、ネット問題について生徒向け講演会を実施する。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

この基本方針は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 第 7 年間行事予定

学校いじめ防止基本方針に基づき、全教職員が何に取り組みどのような成果を上げられるかが理解できる年間計画及び PDCA サイクルで検証可能な年間行事案を添付する。

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	・ 新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部）	・ いじめ防止教育（年次・生徒指導部）	
5 月	・ あり方生き方教育として「明日をめざして」を活用した時間（教務部）		
6 月	・ 授業改善に関わる研究授業 ・ 学校評議員会において基本方針の協議（学校評価運営委員会）		
7 月	・ 非行防止教室でのネットいじめ防止及びネット利用啓発（生徒指導部・各年次） ・ 第 1 回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査の集計・対応 ・ 「学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討		
9 月	・ 第 1 回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査の対応		
10 月	・ 自然等とのかかわりとして「明日をめざして」を活用した時間（教務部）		
11 月	・ 生徒会による「いじめ撲滅」啓発運動（生徒会）		
12 月	・ 「学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討 ・ 第 2 回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査の集計・対応		
1 月	・ 集団・社会とのかかわりとして「明日をめざして」を活用した時間（教務部）		
2 月	・ 学校評議員会において基本方針の協議（学校評価運営委員会） ・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表		
3 月	・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会） ・ 企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） ・ 新年度いじめ防止基本方針における取組策定（いじめ防止委員会） ・ 「学校基本方針」策定（企画委員会）		